

くらしの情報

**災害がれきの搬入は
お早めに！**
受け入れは11月15日まで

町が4月から実施している災害がれきの集積場への搬入は、11月15日で終了します。搬入を予定している方は、お早めにお願います。

◎災害がれき搬入について

- 搬入できるもの
瓦、コンクリート類
- 集積場所
旧日本たばこ産業株式会社跡地
- 申し込み方法
搬入日の前に町民生活課へお申し込みください。

■搬入できる日と搬入時間

月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時まで

■町民生活課

☎72・6933

**太陽光発電システム設置
費用の一部を補助します**
―予算枠を拡大しました―

町では、地球温暖化対策の観点から、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進するため、太陽光発電システムを導入する方に対して、設置費用の一部を補助します。今年度は、申請件数が当初の見込みを上回っていることから、予算枠を拡大しました。

■補助対象となる太陽光発電システム

- ・住宅の屋根などへの設置に適した、太陽光エネルギーを電気に変換し低圧または高圧の配電線と逆潮流有で連携するシステムで、電力会社と電力需要契約を締結するもの
- ・未使用のもの（中古品は対象外）

■補助対象となる方

- ・自ら居住するまたは居住しようとする町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方、町内の事業所などに太陽光発電システムを設置する事業者
- ・町税を滞納していない方

（申請者と生計を同一にする方を含みます）

- ・以前、同一の種類の機器に対する町の補助金その他これに類するものの交付を受けていない方

■補助金の額

- ・1戸当たり2万円（個人は最大4戸8万円、事業所は最大5戸10万円まで、端数については、千円未満切り捨てます）

※そのほか、国、県の制度がございまして、別途お問い合わせください。

■募集期間

12月28日（金）まで

■注意事項

- ・補助金交付決定後に、太陽光発電システム設置工事に着手していただきます。（申請日には、工事未着工であることが条件です）
- ・平成25年3月10日までに実績報告書を提出していただきます。（平成25年3月10日までに事業を終了することが条件です）

ます。予算の範囲内での受け付けとなりますので、予定額に達した場合は終了します。

■お問い合わせ・申請先
企画商工課

☎72・69338
FAX71・1037

**ガス機器による
火災・事故の防止**

プロパンガスは、取り扱いを誤ると火災や爆発などの大きな事故につながりますので、次の点に注意し、火災や事故を防ぎましょう。

【正しい取り付け】

- ・見えない部分の木材が炭化し、発火するのを防ぐため、柱や壁などから間隔を取って使用する。
- ・ゴムホースなどの接続部分や、ゴムホースにひび割れなどがなければ点検する。

【正しい取り扱い】

- ・ガスコンロを使用中は絶対にその場を離れない。離れるときは短時間でも必ず火を消す。
- ・ガスコンロの周囲は整理・整頓を心掛け、燃えやすい物は置かない。

置かない。
【不完全燃焼による一酸化炭素中毒の防止】

- ・煮こぼれなどによるガスバーナーの目詰まりなどを防ぐため、定期的に清掃する。
- ・ガス機器を長時間使用するとき、換気扇を回す、窓を開けるなど換気を行う。

■町民生活課
☎024・923・8172

農繁期における火災予防

秋の農繁期を迎え、農作業のため家を留守にする機会が多くなりますので、留守宅からの火災防止を図るため、次のことに注意しましょう。

- ・外出前には、コンロなど火の元の確認をする。
- ・電気コードは、重いものを載せたり、束ねたまま使用せず、使用していない電気コードは、コンセントから抜く。
- ・家を留守にする場合は、きちんと施錠をし、建物の周囲に燃えやすい物を置かない。

■町民生活課

☎024・923・8172